

5.2. 現地調査で確認された誤判読事例

(1) 低木林への自然遷移を AR と誤判読した事例

図 5-2 は京都府において、自然遷移が AR と誤判読された事例である。1990 年時点では草地程度の緑被であったが、2005 年以降、樹林が成立しているのが確認できる。しかしながら実際には人家裏の造成法面に成立した低木林であり、自然遷移とするのが適切と判断された。このような法面においては、樹種や植栽間隔などから植栽か否かを判断できるが、画像上でそれを判断するのは難しく、誤判読となる可能性が高い。

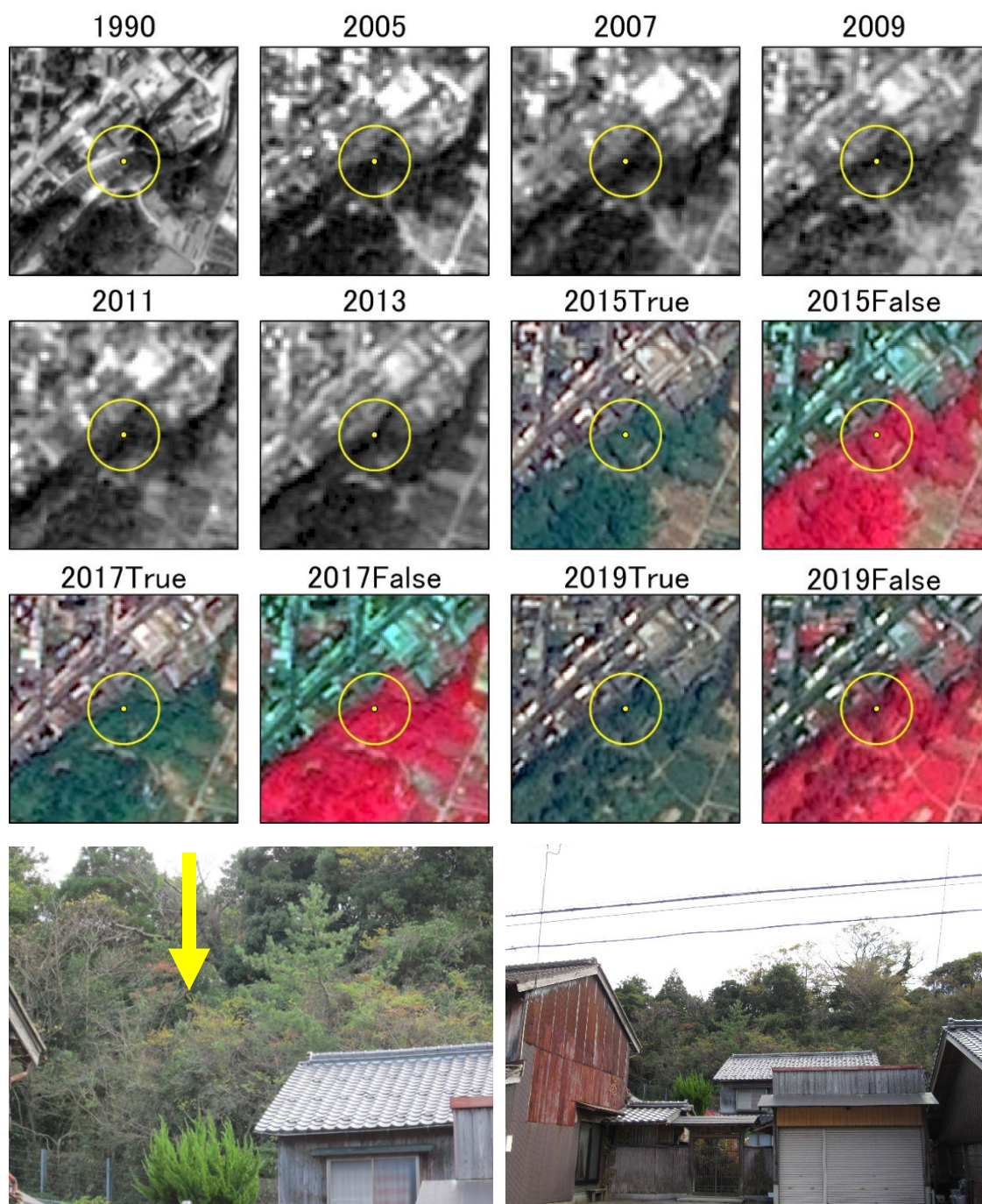


図 5-2 自然遷移を AR と誤判読した事例（京都府：1357）

(2) 竹林への自然遷移を AR と誤判読した事例

図 5-3 は、島根県の調査地点において、竹林が成立した地点を AR と誤判読された事例である。竹林（特にモウソウチク林）は、植林ではなく、主に自然遷移・侵入によって成立する。そのため、竹林が成立した場所は、AR ではなく自然遷移と判読すべきであるが、画像で竹林の特徴を捉えるにはある程度の判読技術が必要であり、作業者によっては誤判読を招く可能性が高い。

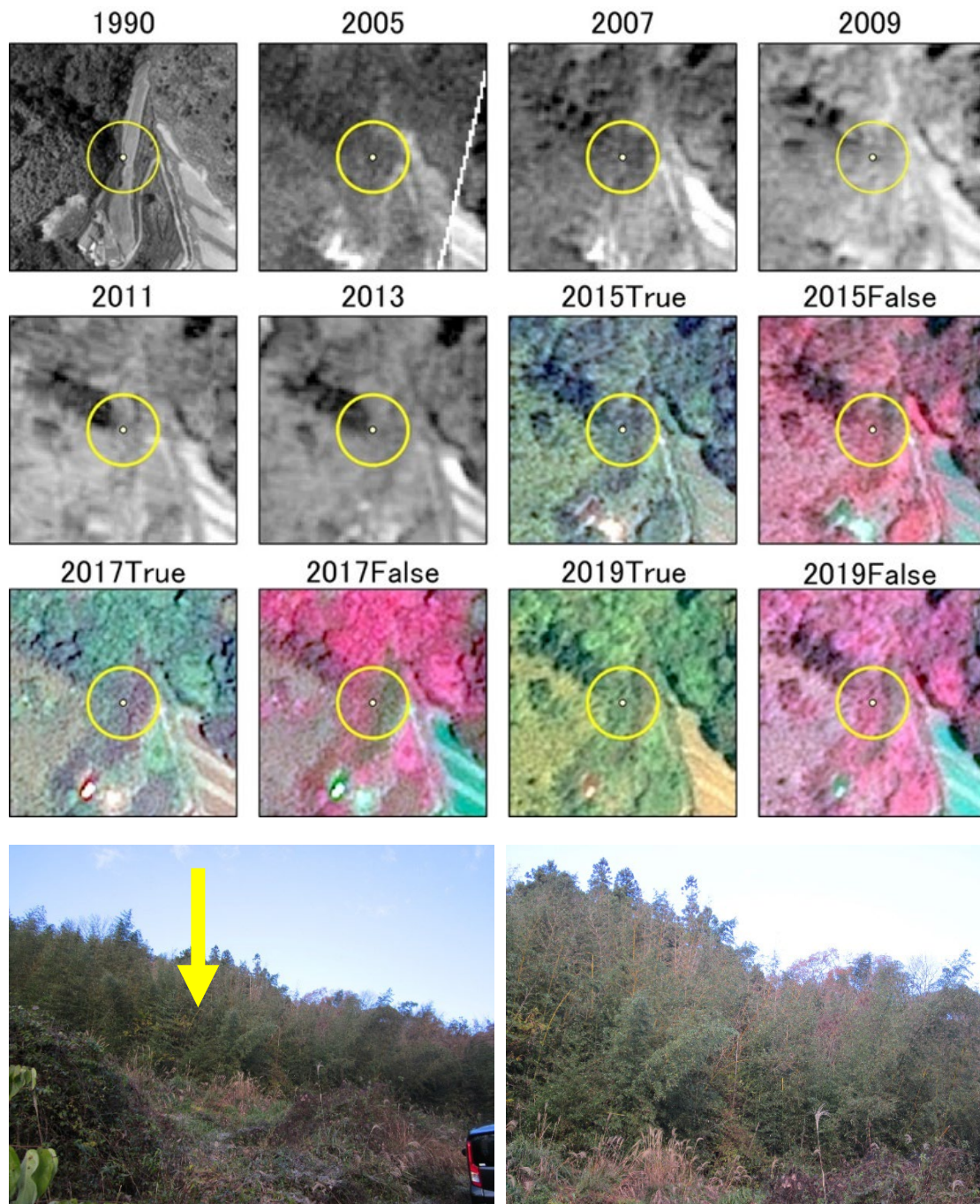


図 5-3 竹林への自然遷移を AR としていた事例（島根県：5724）

(3) D か森林施業かの判断が難しい事例

図 5-4 は、島根県での調査において、森林施業地か D か、判断が付きにくかった事例である。2017 年までは森林が成立しており、2019 年時点で、格子点上で小面積の伐採が行われたと確認できる。判読時点では D としていたが、開発も植栽も確認できなかった。今回は残木を確認したため森林施業と判断したが、画像からの判読は困難である。

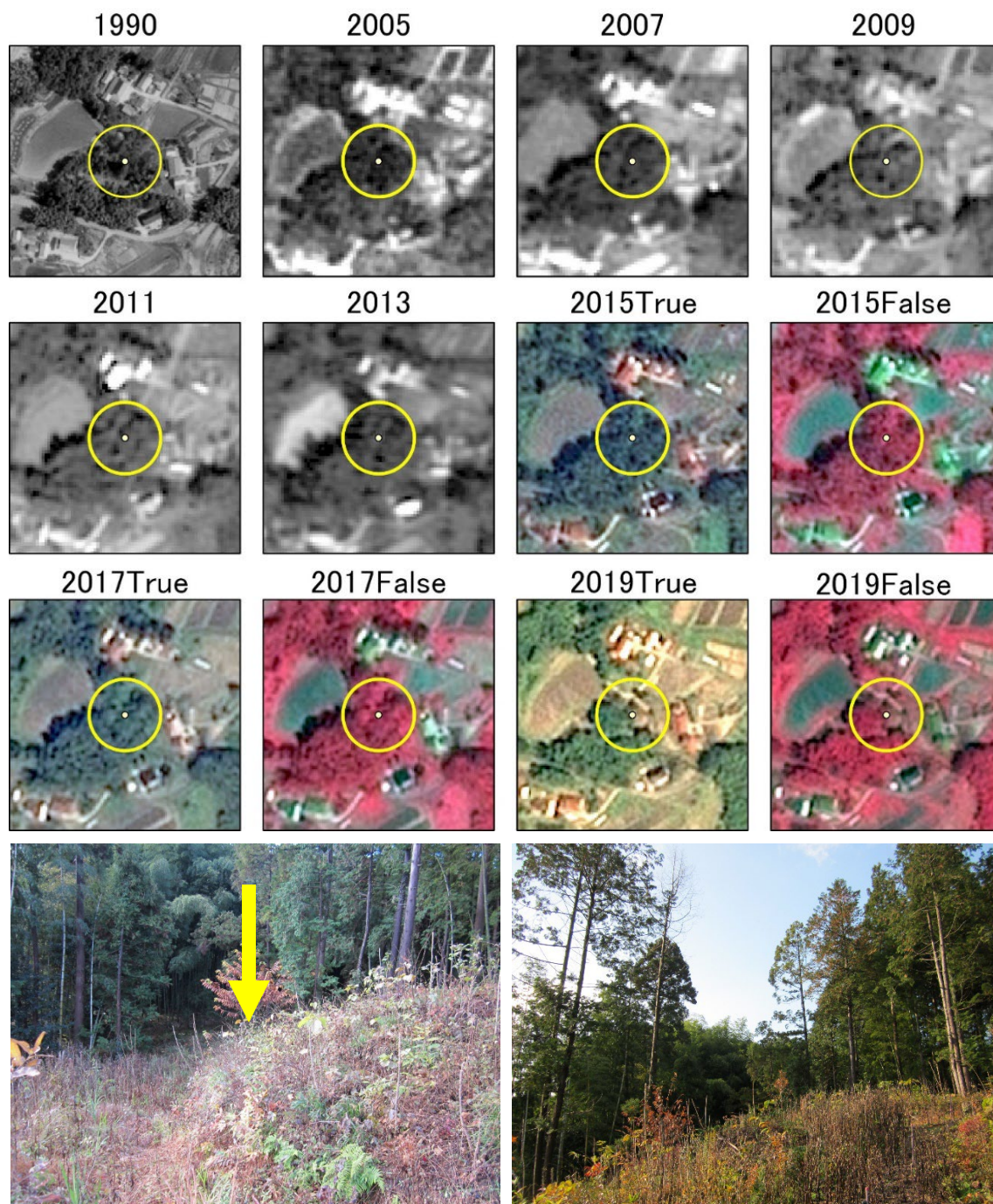


図 5-4 森林施業地を D と判読していた事例（島根県：21470）

(4) 草地を森林と誤認した事例

図 5-5 は、低木の混生する草地を森林と誤認した事例である。1990 年時点で樹林が存在しており、2019 年にも緑被が確認できるため、森林のまま変化しなかったと判読したが、中間の画像を参照すると、2011 年に伐採され、その後徐々に植生が回復傾向にあることがわかる。今回は現地での樹種の確認により、草地（低木が混生）と判断した。少々低木が混じる草地は森林と誤判読する可能性がある。

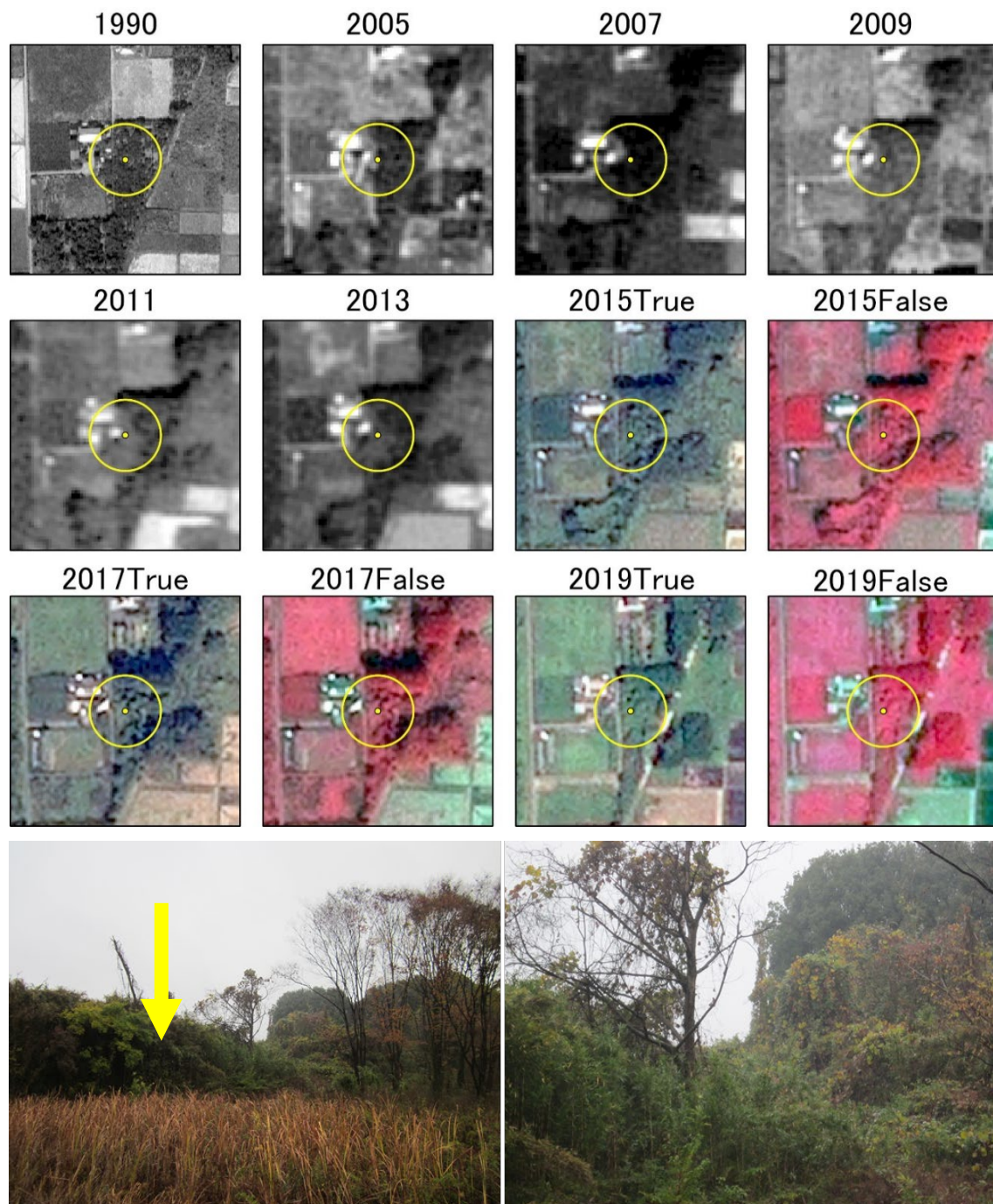


図 5-5 果樹園を森林と誤判読した事例（栃木県：13639）